

安川病院 大和田訪問看護ステーション運営規程

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

第1条 (事業目的)

医療法人安川病院が設置する、大和田訪問看護ステーション(「以下事業所」という)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という)が、適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業所が実施する事業は、要支援者又は要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者側に立つサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業、地域包括支援センターその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和田訪問看護ステーション
- (2) 所在地 福井市大和田2丁目108番地
- (3) 連絡先 TEX:0776-52-2808 FAX:0776-52-2809

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 看護師 1名 (常勤職員)
管理者は、ステーションの看護師等の管理及び指定訪問看護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護等の提供に当たるものとする。
- 2 看護師・准看護師 2.5名以上 (常勤職員及び非常勤職員含む)
看護師は、医師の指示書に基づき指定訪問看護の提供を行い、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)計画書及び指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)報告書を作成する。(准看護師は訪問のみとする。)
- 3 事務職員 1名 (常勤兼務)
事務職員は、レセプト業務など必要な事務業務を行う。
- 4 理学療法士 0.5名 (常勤兼務)
理学療法士は、医師の指示書及び指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)計画書に基づき、リハビリテーションを実施する。理学療法士が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護師と連携して行う。

第 5 条（ 営業日及び営業時間 ）

ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

*緊急連絡体制について

利用者又はその家族から電話等により、看護に関する相談や意見を求められた時 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

第 6 条（ 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供方法及び内容 ）

- 1 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の開始については、主治医の指示並びに、居宅介護支援事業者の作成した居宅サービス計画書、又は地域包括支援センターの作成した介護予防サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき訪問看護計画書を作成する。これを利用者に説明し、同意を得て文書で交付し訪問看護を実施する。

(2) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他必要な援助を行うものとする

- 2 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の内容は次の通りとする。

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

第 7 条（ 利用料等 ）

- 1 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。
- 2 個人契約の訪問看護料(保険外サービス料金) (1 回当たり 60 分 8,000 円)
- 3 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、個別の費について記載した領収書を交付する。
- 4 法定受領サービスに該当しない指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 5 利用者からキャンセルがあった場合で、サービス提供時間までに連絡がなかった場合は 1 提供あたりと同等の額を徴収する。但し、利用者の容体の急変や緊急など、やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要とする。

- 6 本事業所は、利用者より基本利用料その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福井市全区域・坂井市・吉田郡とする。

第9条（緊急時・事故発生時における対応方法）

- 1 看護師等は指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供中に、利用者の病状や容体の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な処置を講ずるとともに居宅介護支援事業者等に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講ずるものとする。また負傷により医療機関で受診した場合は、事故報告書を福井市介護保険課に発生後7日以内に提出する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第10条（個人情報の保護）

- 1 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 看護師等は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 3 事業所は看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、利用者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、利用者又はその家族の個人情報を用いることができるものとする。

第11条（苦情処理）

- 1 事業所は、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う、法第176条第1項、第2項の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 12 条（人権擁護・高齢者虐待防止に関する事項）

事業所は利用者の人権擁護・虐待の防止等のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを福井市に通報するものとする。
- (5) 前1～3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第 13 条（ハラスメント対策に関する事項）

事業所は適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講ずるものとする。

第 14 条（暴力団の排除）

事業所を運営する当該法人の役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められている者をいう)は福井市暴力団排除条例(平成 23 年福井市条例第 22 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならないとする。

第 15 条（業務継続計画の策定）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 16 条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

事業所は、看護師等に健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第17条（記録の整備）

事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

第18条（その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は看護師等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内は同行しオリエンテーション研修
 - (2) 継続研修 （年間の研修計画による教育プログラムによる研修）
 - (3) 管理者は看護師等からの相談に応じ、スタッフカンファレンス(適宜)・業務改善会議(年3回4月・8月・12月)等実施することにより、業務の改善に努める。
 - (4) 管理者は訪問看護業務分担を行い、サービスの向上のために、協力体制をとるよう指示等し、事業所の運営を管理する。
 - (5) 管理者は、訪問看護師の体調等に不調を認めた場合は、看護師の交代を行い、利用者への迷惑にならないように体制を整える。また訪問看護師が感染症等罹患の場合には当ステーションの感染症マニュアルに準ずる。
- 2 事業所は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供をさせないものとする。
- 3 事業者は、包括地域支援センター・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させる対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 4 事業者は、看護師等に身分を証する書類を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 安川病院 大和田訪問看護ステーション理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から改訂・施行する。

この規程は平成18年4月1日から改訂・施行する。

この規程は平成21年4月1日から改訂・施行する。

この規程は平成27年4月1日から改訂・施行する。

この規程は平成29年4月1日から改訂・施行する。

この規程は令和3年4月1日から改訂・施行する。

この規程は令和6年5月1日から改訂・施行する。